

チャートに従い申告が必要になった方は申告期間中に窓口での申告、又はe-Taxを活用しての申告をお願いします。

スタート

令和6年1月から12月まで
収入はありましたか？



いいえ

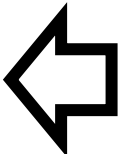
申告義務はありません。
ただし、国民健康保険加入者や
証明書発行、児童手当受給、団地入居、
保育園入所等、行政サービスを受ける方
は行政サービス利用ができなくなったり、
利用料が高くなる場合がありますので、
申告することをおすすめします。

はい



税務署で確定申告を済ませた(する予定)。

はい



市役所での申告は
不要です。



いいえ



いいえ



いいえ

給与収入がある方	公的年金収入がある方	営業・農業・漁業・不動産等の収入がある方
勤務先から給与支払報告書が市役所へ提出されるので、申告の必要はありません。 ただし、以下の方は申告してください。 ※年末調整をしていない方 ※給与以外に営業・農業・漁業・不動産等の収入があった方 ※勤務先から市役所へ給与支払報告書が提出されていない方 ※扶養親族や社会保険料など控除の追加がある方 ※医療費控除の適用が受けられる方	公的年金収入のみの方で、65歳以上148万円以内の場合は、申告の必要はありません。 ただし、以下の方は申告してください。 ※「65歳以上148万円以内」に該当しない方 ※遺族年金・障害者年金のみを受給した方 ※年金以外に給与収入(年末調整をしていない)や営業・農業・漁業、不動産等の収入があった方	申告の必要があります。帳簿や領収書等を基に申告書を作成してください。 ※項目別ごとにまとめて保管してください。 ●帳簿・各領収書 ●農協が発行する証明書(生産者原簿、生産資材購入証明書、野菜販売実績表、肉用牛売却証明書) ●漁協が発行する証明書(水揚げ証明書) ●その他、申告に必要な書類 ※所得税法の改正により、平成26年1月から住民税の申告でも、記帳と帳簿の保管が義務づけられました。